

令和 2 年 3 月市議会臨時会

提 出 議 案 の 要 旨

目 次

1	報告案件	1
2	議決案件	5

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和 2 年 3 月 3 0 日



1 報告

報告第3号 専決処分の報告について

【処分内容等】

1 損害賠償額の決定について

(1) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事故内容
令和2年3月19日 豊専第19号	令和元年6月19日午前10時25分頃、栄町三丁目地内の駐車場において、公用車（ごみ収集車）を方向転回するため後退させたところ、相手方駐車場の庭園灯に接触したもの
損害賠償額	454,300円
相手方の損害の程度	駐車場の庭園灯の損傷
備考	<ol style="list-style-type: none">事故発生の原因 繰り返し操作時における同乗者の誘導の指示を十分に聞くための注意を怠ったことによる。事故当事者の所属 環境部清掃業務課事故の防止策 繰り返し操作時は同乗者の誘導の指示を十分に聞いて安全確認を確実に実施することについて、周知徹底を図った。

(2) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和2年3月19日 豊専第20号	令和元年10月11日午前9時40分頃、名古屋市緑区大高町字神戸地内の駐車場において、公用車を駐車するため後退したところ、相手方駐車場に設置されていた工作物の止め金具に接触したもの
損害賠償額	73,000円
相手方の損害の程度	止め金具の損傷
備 考	<p>1 事故発生の原因 後退時における運転者及び降車した同乗者による後方の安全確認が不十分であったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 福祉部生活福祉課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、公用車を後退させるときは、同乗者が周囲の安全確認を十分に行って誘導することについて、周知徹底を図った。</p>

(3) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和2年3月19日 豊専第21号	令和元年11月27日午後1時55分頃、渡刈町富士塚地内において、公用車で走行中、信号機のない交差点を直進して通過しようとしたところ、右方の交差道路から進入してきた相手方車両と接触したもの
損害賠償額	44,035円
相手方の損害の程度	前部バンパー等の損傷
過失割合	豊田市10%、相手方90%
備 考	<ol style="list-style-type: none">1 事故発生の原因 優先道路の交差点においても、一時停止をせずに進入してくる車両があるかもしれないという危険予知が不十分であったことによる。2 事故当事者の所属 生涯活躍部市民活躍支援課とよた市民活動センター3 事故の防止策 職場において、信号機のない交差点におけるより慎重な運転の実施について、周知徹底を図った。

2 工事請負契約の変更について

新生三枝立体交差Cランプ高架橋ほか3橋橋りょう補修等工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 240,680,000	令和元年6月市議会定例会 議案第75号
変更後金額 (今回)	B 237,344,800	令和2年3月19日 豊専第22号
増 減 額	B - A △ 3,335,200	
主 要 変 更 内 容	<p>1 塗装の塗替えの面積の減少 (1) 4,871㎡ → 4,773㎡ (2) 現地での詳細な調査をした上でCランプ高架橋の塗装の塗替えが必要な面積を算出したところ、当初の設計において算出した面積よりも少ないことが判明したため</p> <p>2 交通誘導員配置数の減少 (1) 交通誘導員 180人 → 122人 (2) 支承を取り替える際の橋桁のジャッキアップの位置を当初予定していた位置から変更したことに伴い、ベント設備の設置が不要となり、高架下において交通誘導員を配置して通行規制を行う必要がなくなったため</p>	
備 考	<p>1 相手方 イヤマ・市川建設共同企業体 代表者 名古屋市緑区野末町1411番地 株式会社イヤマトータルブリッジサポート 代表取締役 加藤 鈴</p> <p>2 担当課 建設部道路予防保全課</p> <p>3 完成日 令和2年3月27日</p>	

2 議決

議案第72号 豊田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

【要旨】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に準じて、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額の引上げその他所要の改正を行う。

1 損害補償に係る補償基礎額の引上げ

(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員 (円)

階 級	現 行			令和2年4月1日以後		
	勤務年数			勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年 以上	10年 未満	10年以上 20年未満	20年 以上
団長及び副 団長	12,400	13,300	14,200	12,440	13,320	14,200
分団長	10,600	11,500	12,400	10,670	11,550	12,440
部長、班長 及び団員	8,800	9,700	10,600	8,900	9,790	10,670

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者の補償基礎額の最低額の引上げ

<現 行> <令和2年4月1日以後>
 8,800円 → 8,900円

2 障害補償年金前払一時金等が支給される場合における支給停止期間等の算定に用いる利率の変更

<現 行> <令和2年4月1日以後>
 100分の5 → 事故発生日における法定利率

【備考】

補償基礎額

各種の損害補償（休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償）の額を算定する場合の基礎となる額

【担当課：（消）総務課】